

第5回桑名市障害者差別解消支援協議会 議事録

日 時：令和7年1月28日（火）

場 所：桑名市役所 3階第2会議室

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

それでは引き続きまして、第5回桑名市障害者差別解消支援協議会を開催させていただきます。

では、委員長に引き続き、進行の方をお願いしたいと思います。

【北村委員長】

ではただいまから議事に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（障害福祉課：西田）】

改めて障害福祉課の西田です。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に簡単ではありますが、桑名市障害者差別解消支援地域協議会の設置運営について、ご説明申し上げます。

令和2年度からですね、年1回程度開催しており、今回で5回目となります。

委員については皆様、自立支援協議会の委員の皆様全員が就任していただいております。障害者の差別の相談案件についての報告や対応、解決策などを協議するという場でございます。

相談がない案件がないときは、現状の報告であったりとか、県内の差別相談事例を紹介して、情報共有、事例の検討というのを行うこととされております。

では、1番から順番に説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず1番、令和5年度の取り組みなんですけれども、周知啓発についてですが、桑名市のホームページであったりとか、広報くわなにおいて、事業所に対して令和6年4月から義務化されました合理的配慮の提供などであったりとか、差別解消法の守秘、相談窓口の連絡先といったものを掲載させていただいております。

障害によって、不利益を受けている方々への周知啓発ということを図る取り組みなどを行っております。

窓口については、障害福祉課の方を主な相談窓口として設置しております。基幹相談支援センターであるそういんさんをはじめとする、関係機関と連携を図る体制を整備しております。

令和5年度中につきましては、障害者差別に関する相談はございませんでした。

障害者差別支援解消地域協議会の開催ということで、昨年度は、令和6年1月25日に開催をさせていただいております。差別解消法の改正についてや、桑名市の現状の取り組みについてお話をさせていただいております。

2番目、令和6年度の取り組みについてです。

先ほど同様、周知啓発については、前年度から引き続きましてホームページ及び広報くわななどで、障害者差別解消法の趣旨であったりとか、相談窓口の方を掲載するなどの収容を図っております。

窓口も同じで障害福祉課を主な相談窓口として、関係機関と連携を図る体制の整備として、相談のほうは受け入れているという状態でございます。

本年度はですね、6月に内閣府の事業である、つなぐ窓口というところから、相談の方が1件ございました。資料としてカラーのチラシが、一番最後についてるかなと思うんですけれども、こちらがつなぐ窓口のチラシになっております。こちらから1件相談がありました。

すでに対応済みであって、終結の方はしております。

相談内容なんですけれども、なかなか相談者の個人の情報であったりとか相手方のことも配慮とかもあり

ますので、お話できるのが限られてはおりますが、身体に障害のある方で、正座が困難であるという相談者の方でした。

地元のお祭りに参加するっていう、その地区の代表として儀式に出席する予定だったんですけれども、その儀式に参加するには正座ができないといけないということで、正座ができないのであれば、代理の出席の方お願いしたいという連絡が入って、急遽代理を探してもらうというような経緯があり、不愉快な思いをされたという内容のもので、今後、自分のような人が同じようなことにあわれないように改善していただきたいという主訴でした。

相談者の方に了承いただいた上で、関係者の方から等々聞き取りをさせていただきまして、個人を特定とか、障害を理由とした差別をしたつもりはなくて、神事であり儀式事ということであるもので、その配慮がどうしても必然であるという旨をお伝えさせていただいたということで、相談者に対して、直接、今後事前にお話いただければ、話を聞いたうえで配慮できるように対応させていただくという旨も、併せて回答していただいているということです。ただ、急な場合については、困難な場合もあるので事前には相談がして欲しいということでした。相談者が相手方、双方にご理解の方いただいて、無事終結しております。

また、今回この 28 日に、この差別解消地域審議協議会の方から開催させていただいているということで、今年度の活動として報告させていただきます。

最後 3 番目ですけれども、県内の状況についてなんですけれども、資料で相談窓口県内の市一覧の相談窓口を添付させていただいております。

もう 1 つが令和 5 年度の障害者差別解消に関する窓口の相談件数の一覧となっております。

別添でこの件数のうち、令和 5 年度の上半期のものにはなるんですけれども、その不当な差別での取り扱いであったりとか、その合理的な配慮の具体的な内容であったりとかっていう問い合わせであったりとかっていうものを事例として付けさせていただいております。

三重県の方に確認させていただいたんですけれども、県の方も 3 月にこの差別の協議会を開催予定ということで下半期分がまだデータ作成中ということでございませぬということで、また次回以降に、改めてご報告させていただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の方からは以上でございます。

【北村委員長】

ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、ご質問等があれば、よろしくお願いします。

【細井委員】

先ほど事務局の方から祭りの話というのがありましたけども、実は私も、赤須賀に石取祭というのがあるんですが、その時に役がどうしても、もうお年寄りになってももうだんだん減ってきて、障害者ということで、今まで免除してもらってたんですが、もう（やってくれる）人がいないということで役が回ってきたんです。でも、自治会長すると、山車についたり、いろんな用をこなさないといけないもんですから、お断りに行った時に、他の役員さんに残念な意見をもらってショックでした。その時、出来るところだけでいいから引き受けてくれるというような言葉をもらったもんですから、なら、自分のできるところだけ頑張ってみんなでやろうっていうような話にはなったんですが、やっぱりそういう理解のある人となない人があるっていうことはありました。これは仕方がないことかなと思ってますけども、1 つの例としてお話をしました。

【北村委員長】

川瀬委員、どうぞ。

【川瀬委員】

手帳を持って見えなくて、身体に不具合があるっていう人って見えますよね。

手帳が自分を証明してくれるみたい。だと、案外うまくいろんなサービスではないけど、みんなからの合理的配慮っていうのは、受けやすいかもしれないが、手帳のない人、耳なんか見えてない部分で、仕事はしてるけど、差別扱いを受けるっていう事例がありまして、これまた最近の話なんですけど。

生まれつきちょっと耳の聞こえが悪くて、病院で少しでも、聞こえるようにっていう手術をしたけど、あんまり効果がなかったらしいです。

この方は、介護の仕事をしているんですけど、利用者さんの方から差別を受けているようです。

まだ本当に最近の話で、利用者さんがあんまりひどいことをその方に言うので、理由を聞くとあなたは耳聞こえないんでしょと、利用者の方に言われたそうです。

そして、その話を施設長に言ったら、施設長にそれは仕方ない。あなたは耳聴こえないんだし、耳が悪いんだからと。そういう言葉を出した施設長というのは如何なるものかなと思ってしまう。

私自身、合理的配慮とかいろんな勉強させてもらっているが、経営者の方たちへしっかりと落とし込みをかけてやって欲しいなと思っています。私も社会福祉協議会預かっていまして、こういうことはすごく気になる方なんですけど、快適に仕事ができるというのは、人に働いてもらっている側の方がしっかりとこういう認識を強く持っていないと絶対に駄目だと思っており、雇用する側の人たちの意識のあり方にも出てくるのではないかなと思います。こういうことはいろんなところで発生しているのではとも思います。

やはり使う側がこういったことを繰り返し勉強して研修を積んでももらわないと。人手不足で人員募集かけても入ってこないとはいえ、こういったことは許せる範疇ではないと思う。ですから、市の方でも、こういうのもしっかりとこうなんか、やっていただくような機会を設けていただきたいと思います。まだまだそういう経営者がおるということを連絡させていただきました。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

ありがとうございます。

合理的配慮っていうのが義務化されてるとはいえ、まだ言葉として定着しないというところもあると思います。その辺の周知啓発というところも、市の務めだという認識はしておりますので、今後どういう機会で行うとか、これから考えていこうと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【北村委員長】

ほか、いかがでしょうか。

合理的配慮っていうのは、話し合いをすることから始まるというふうに言われておりますので、このつなぐ窓口とか、すごく重要というか活用すべき窓口かなと思います。

今、川瀬委員からおっしゃっていただいたような事例についても、話し合いができるようにする。

話し合いができるように。傷つく方がいらっしゃいますので、話し合いに向けて具体的に進められるような制度になっていけばいいなと考えました。皆さんいかがでしょうか。

それではなければ、3. その他について事務局より何か説明があればお願いします。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

特に事務局の方からございません。

【北村委員長】

ありがとうございました。以上で議事を終了させていただきたいと思います。事務局にお返しいたします。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

はい。委員長どうもありがとうございました。

それでまた第5回の桑名市障害者差別解消支援地域協議会の方、終了させていただくということにさせていただきます。

【上村委員】

国からの通達。1月31日に地震経験者が来て、講演会が開かれるというチラシがその中にあったと思うんですけどその文章を読んだときに、集合場所が1.5避難所のことに移行して、次に第2避難所へ行くっていう、国の発表があったんですけども、それについて、考えていきたいっていうのを、1月30日の勉強会に参加して、その中の勉強会で、1.5避難する関係あるのかなのかとか、っていうのを教えて欲しいのと、そこに障害も入るし重度の知的障害の人も、1.5避難者の方行って、聴覚障害の人もロールの人も同じなんですけども、いきなり一時避難所か、いきなりじゃなくて、緊急的に1.5避難所っていうのが、考え方があるのかどうかっていうのを教えてもらいたい。

【事務局（そういんセンター長：中村）】

ご質問ありがとうございます。そういん中村です。詳しく時間が足らず説明できなかったんですけどこれからのイベントや研修会部会の案内に入れさせていただいた中で、桑名市さんと同じように、いなべ市の自立支援協議会の取り組みでですね、毎年度防災について学ぶ研修会、イベントの企画をしています。

委員おっしゃっていただいたように、1月31日に、3時からいなべのコミュニティプラザで、この記載の研修会開くのですけれど、お答えになるかどうかかわからないですけど、当初は能登半島の方で、福祉施設を運営されていた事業主の方をお招きしてですね、講演を行っていただく予定でした。

講師の方がも被災されて、事業所の職員さんも利用者さんも亡くなられた方もいらっしゃる、事業所自体が、実はもう運営されておられません。そんな中で、オンラインなのか、直接お越しいただいてお話いただくっていう調整をかけていたところだったんですけど、ご自身の今の生活の状況とかも踏まえて、ご登壇いただくのが難しくなしまして、やりとりをずっとしていただいていた方に、やりとりした流れを能登半島の被災を踏まえて、実際、この1.5次避難から2次避難へという記載はしてあるんですけど、国や県市町が想定するような流れで、なかなか現実いかなかったことが多数ございまして、水谷さんという代理の方がどの程度のお話になるかあれなんですけど、福祉避難所の設置や運営の仕方を被災地通して学ぶことであったり、障害福祉に携わる事業を運営する方は、BCP、継続可能な利用者の方や職員ともども困らないような計画の策定が義務づけられておりますので、そういったことを昨年度学びながら、今年度継続していくっていうことの話っていうことになります。ちょっとお答えになっているかどうかというところなんですけど、そのような催しの予定になっております。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

上村委員の方からまた、実際の避難に部分についてのお話もあったのかなと思いますがちょっと、我々がちょっとようお答えができないところがありますので、また個別お聞きをしてまたお答えの方は個別ということでお願いしたいなと思います。申し訳ないです。

改めまして、これをもちまして、第5回、桑名市障害者差別解消支援地域協議会の方、終了させていただきます。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。